

IPv4 アドレス移転申請書(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)

日本網情報株式会社

私、(以下、移転元)は JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請書(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」および以下に記すすべての事項(「事前確認事項」)に自ら同意した上で、  
を申請いたします。また、移転元は、移転先から事前確認事項についての同意を取得のうえ、当該移転元との合意の存在を JPNIC に保証いたします。なお、JPNIC が移転元に求めた場合には、移転元は移転申請に係る IPv4 アドレス空間の移転についての移転先と移転元の合意を証する書面を提出いた

記入例

1. 移転元は、JPNIC に対するアドレス維持料等の料金の滞納がある場合、移転申請時までに滞納している料金を支払うこと。
2. 移転元は、IPv4 アドレス移転申請書提出後、維持料算出基準日が到来した場合には、支払い期限前であっても未払いの維持料の支払いを移転予定日までに完了すること。この際、「対象 IPv4 アドレス空間」の維持料は、移転元が支払うこと。
3. 移転元は、移転申請時点で対象 IPv4 アドレス空間について、管理下の割り当て先も含めて、いかなる紛争にも関わっていないことを保証すること。
4. 移転元は、前 3 項にもかかわらず、IPv4 アドレス移転申請提出後、移転予定日までの間に紛争に関わることとなった場合は、速やかにその内容を JPNIC へ報告すること。
5. 移転日後に対象 IPv4 アドレス空間に関して、移転元と移転先間、移転先と第三者間、移転元と第三者間、または移転元および移転先と第三者間で、いかなる紛争が発生または発覚しても紛争当事者間で解決することとし、JPNIC は一切紛争に関与せず、かつ、それに伴う責任も一切負わないこと。なお、本移転申請に係る移転について、移転先または第三者が、JPNIC に対して、苦情の申立、異議の申立、訴訟の提起その他いかなる請求を行った場合であっても、移転元がその責任と負担で解決するものとし、これらの請求により JPNIC に損害が生じた場合には、移転元がその損害を補償すること。
6. JPNIC は、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」その他 IP アドレス技術文書群で定める手続きに従い、JPNIC からあらかじめ通知した移転予定日以後は、いかなる事情によっても、移転元、移転先および第三者からの移転の取り消しの要請には応じないこと。
7. JPNIC は、移転結果の履歴を JPNIC 文書「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」で定める形式および方法に従い公開すること。
8. JPNIC は、対象 IPv4 アドレス空間が、JPNIC 管理下の PA アドレスである場合

- に、移転申請日前行われた当該 PA アドレス空間範囲内の割り当て報告が、移転日以後には引き継がれることを保証しないこと。
9. 移転元の移転申請は、「JPNIC におけるアドレス空間管理ポリシー」、「IPv4 アドレス移転申請手続き(JPNIC 契約組織から移転対象レジストリ契約組織への移転用)」およびその他 JPNIC 文書で定義した移転申請の基準および手続きに従うこと。移転先の移転申請は、移転先が資源管理に関する契約を締結しているレジストリ(以下、移転対象レジストリ)の定義している基準および手続きに従うものとし、JPNIC で定義する基準および手続きの適用範囲外であること。
10. 移転先の申請処理および登録情報の更新は、移転対象レジストリが責任を担い、JPNIC は一切その責任を負わないこと。

同一の組織名となっていることを確認してください

IPv4 アドレス空間の管理およびそれに伴う逆引きゾーン管理を担い、かつ、その管理責任も一切負わないこと。移転対象レジストリの承認を確認できない場合、本移転申請が JPNIC の定義する基準・手続きに従っていても、JPNIC は当該移転申請の処理を進めることはできないこと。移転対象レジストリの承認・不承認に関する責任を JPNIC は一切負わないこと。

13. JPNIC は、移転対象レジストリからの手数料の請求、および、移転先または移転元から当該レジストリへの支払いには関与しないこと。
14. JPNIC 側の判断により移転が不成立になった場合、移転先または移転元が移転申請に伴い移転対象レジストリに対して支払った手数料について、JPNIC は当該レジストリに対して返還を求める義務を JPNIC は負わないこと。
15. 本申請書は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。本申請書に関する一切の紛争は、日本国の東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

(移転元の管理下として JPNIC データベースに登録されている IPv4 アドレスを記入

198.51.100.0/24

◆対象 IPv4 アドレス空間:

移転予定のレジストリの正式名称または略称を記入

ARIN

◆移転対象レジストリ:

移転対象レジストリでの契約組織名を記入。日本語の組織名がある場合には併記してください

(移転先) Database Co., Ltd.  
(データベース株式会社)

移転先組織名

移転対象レジストリでの略称 DATABASE-ARIN

移転先組織担当者氏名 出江田 一郎

移転先組織連絡先電子メールアドレス data@example.com

契約者情報の登録内容と一致する組織名および代表者氏名を記入

(移転元) 日本網情報株式会社

移転元組織名

移転元組織代表者氏名 網 太郎

移転元組織担当者氏名 網 次郎

移転元組織連絡先電子メールアドレス jiro@... 印鑑証明書と同じ印影の印を押印

印